

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時	令和4年 2月18日 (金) 閉会中	10時00分 開会 11時09分 閉会	
場 所	相良庁舎 4階 大会議室		
出席議員	(委員長) 15番 村田博英	(副委員長) 14番 大石和央	
	1番 石山和生	3番 絹村智昭	4番 名波和昌
	5番 加藤 彰	6番 木村正利	7番 松下定弘
	8番 種茂和男	9番 濱崎一輝	10番 原口康之
	11番 大井俊彦	12番 太田佳晴	13番 中野康子
	16番 植田博巳		
欠席議員	2番 谷口恵世		
傍 聴			
事務局	局長 原口 亨	次長 本杉裕之	書記 大塚康裕
	書記 森田さおり	書記 本杉周平	
説明員			

署名 \_\_\_\_\_ 議会改革特別委員長

---

開会の宣告

○議会改革特別委員長（村田博英君）

ただいまから、議会改革特別委員会を開催いたします。

---

2 協議事項 (1) 牧之原市議会基本条例の検証について

○議会改革特別委員長（村田博英君）

まず、一番初めのフォルダですね。議会例規等フォルダというのがありますが、それを出していただいて、一番もとのフォルダですね、ホームの議会例規フォルダですね。

その条例規則申合せ事項等というのがありますが、それをクリックしていただいて、そうすると牧之原市議会条例・規則・規定等という条例が出てきますので、よろしいでしょうか。よろしいですね。

その第9章、ページで言うと7ページです。よろしいですか。

第9章、議会運営の最高規範性を見直し手続というのがあって、第19条議会は一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを全議員において検証するものとする、ということがございます。

これにのっとり、今から検証作業をするわけですが、そもそも議会基本条例というのは、平成21年、13年前に制定されました。牧之原市議会の議員の皆さんでつくられたものでございます。

当時は、いろんな先進地といいますか、栗山町とか、それ以外のところにも調査研究に行きまして、それでこの基本条例がつけられました。

当時の議員が、大石議員、太田議員、中野議員、ここにおられる3人以外の方も皆さんでつくられたということでございます。

当時は、全国1,800余、地方自治体がありますが、この基本条例をつくられているのは、ほんの100か150か、そのぐらいだったようです。

今現在、1,714自治体がございますが、この議会基本条例がある議会は49.7%、約半分の状態でございます。

この議会基本条例をつくられたということで、牧之原市の議会改革度調査順位が1,800余ある地方議会の中で、100から200番に入っております。非常に評価されているわけでございます。

ということで、ただいまから第9章第19条にのっとりまして、全員議員で検証するものとするということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事前に皆様に配付してありますチェックシート、これを見ていただいて、それでチェックをしていくようにお願ひしたいと思ひます。

それから、コロナのこともございますので、会議時間としては1時間を目安にしていきたいな

というふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、副委員長の大石委員からお願いいたします。

**○14番（大石和央君）**

それでは、チェックシートのほうを見ていただきたいと思いますけれども、先ほど委員長のほうからありましたけれども、議会基本条例ができて12年たっているわけでありまして、この議会基本条例の見直しということで、前回、4年前に一度行って、今回が2回目ということになります。

そうした中で、前回のチェックシートも併せて資料として載せてありますけれども、それをさらに今回は少し改良しまして記載をしているところであります。

まず、このチェックシートで見直しを図っていくということでよろしいかどうかということで、お願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

既に、前もって配付してありましたので、このような形でよろしいかどうかということ、まず確認をしていきたいというふうに思います。

意見がございましたら、お願いをいたします。

大井委員。

**○11番（大井俊彦君）**

このチェックシートを、この間、質問したときには、ちょっと改正するよというお話があったんですけども、どこの部分をどういうふうに改正しているのか説明をしてください。

**○14番（大石和央君）**

まず、条項見直しというところで、さらに解説というところを変えてあります。

比較してもらえれば分かるかと思っておりますけれども、具体的に言いますと、まず、条項につきまして全て入れまして、さらに見直しの中で、それぞれ、前回と大きく区切らせてもらいましたけれども、それで、さらに解説のところ、各、条項の項の段階で細かくさせていただきました。

大井委員。

**○11番（大井俊彦君）**

修正したというところは分かったんですけども、議会改革特別委員会ということで、そういう作業をすること自体が特別委員会でやるということだと思っておりますけれども、どこでやられたんですか。

**○14番（大石和央君）**

前回もこのような形でやってきたので、併せて今回このような形でよろしいかという確認をしているわけなんです。

大井委員。

**○11番（大井俊彦君）**

ですから、その変更とか修正作業をどこの場でやられたということなんですか。

**○14番（大石和央君）**

大井委員のほうから、一番最初の特別委員会で指摘がありましたので、修正を行ったということです。

**○11番（大井俊彦君）**

くどいようですけれども、どこの場で修正を行ったんですか。

**○14番（大石和央君）**

この修正案につきましては、議会運営委員会のほうで諮りました。

そして、確認をした中で、特別委員会のほうで確認をしていただきたいというようなことで、今日の会議に提出をしているわけであります。

大井委員。

**○11番（大井俊彦君）**

それを、そもそも議運でやること自体がおかしいというふうに私は思いますし、特別委員会でするので、そういう作業とかこういうチェックシートとの関係は、1期生については、まだ分かっていない部分が多いと思うんですよ。

だから、こういう全体会でチェックシートの説明も含めて、そういう中で条例の19条でこういう文言があるので、こういう見直しをしていきたいということ、この全体会で、特別委員会でするということを作業をやれば、一々ここでこういうふうに、議運でこういうふうに修正しました、皆さんどうでしょうかというやり方自体が私はおかしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○14番（大石和央君）**

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

今、副委員長のほうから、このチェックシートの修正については議運で協議したということなんですけれども、確かに議運の招集がありまして、この件でということで議運の委員長から報告がありました。それに対しては、これは議会運営委員会で協議する問題ではないということで、協議には応じなかったはずなんです。

それを副議長も議運の委員長も承知して、その日は一切のこれに関する協議はしなかったはずなんです。ですから、議会運営委員会でやったということの報告は、それは訂正しておいてもらいたいと思います。

**○14番（大石和央君）**

その件につきましては、議運の中でも言いましたけれども、そこは議運で提出をさせていただきました。それは事実であります。そうした中で、議運の皆さんは見ていただいたと思います。

その中で、特別委員会に諮ったらということでもありますので、改めて、この場でお示しをしているということでもあります。

議運で確認をしたということではありませんけれども、事前に提出をさせていただいたということでもあります。もし文言が間違っていたなら、ここで訂正をいたします。

さらに、前回のチェックにつきましては、議会運営委員会、ちょうど太田議長のとときでありましたけれども、このチェックシートを議運の中で諮りました。諮らせていただいて、皆さんで確認をして、さらに特別委員会で、このチェックシートに基づいて進めてきたという経緯がありましたので、それに基づいてやったわけであります。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

よろしいですか。

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

冒頭、委員長のほうから、議会基本条例ができた成り立ちと、その後について、少しお話がありましたけれども、確かに平成21年当時、全国にかなり先駆けた形で、牧之原市議会は議会基本条例を制定しました。

その後、全国の地方議会でも半数以上、議会基本条例を制定するに及んでおりますけれども、何が一番問題かというところ、議会基本条例を制定しただけで、それに基づいた議会運営がされていないというのが大きな問題なんです、それが。

それで、今、副委員長のほうから、私が議長のとときというようなお話もありましたけれども、要はチェックしかやっていないんですよ。

また、今回も議会基本条例のチェックということで、前のチェックシートがどれだけ問題があったかということも、私はそんなチェックチェックよりも議会基本条例に基づいて議会運営をどのようにするかということ、議会改革特別委員会ではやってもらいたいと思うんです。

それについて、議会運営を、この議会基本条例に基づいて、どのようにやろうとしているときに、何が問題でこの条例を改正をしたいという、そういった思いというのは、持っていたら、ご意見をお願いしたいと思います。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

チェックと言いましたけれども、まずは、現状どのように、この議会基本条例にのっとって議会運営がされているのかということ、これをチェックすると。もともとは検証ですので。それを含めて分析をして、チェックシートの中にありますように課題を掘り下げまして、そして、今後の取組ということ、これを明確にして、前回は少し基本条例を改正しております。

そうしたことを今回もしたらどうかというような意味合いでのチェックシートですので、先ほど太田委員が言われたように、まさに、今どこが課題であって、どのように、この議会基本条例をさらに進化させていくかというところを、この場で議論をするということではないでしょうか。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

そもそも議会基本条例に基づいて検証するという事は、これは大切な条例として入っておりますけれども、問題点は、十分、皆さん分かっていると思うんです。

特に今回、8人改選で入れ替わりがありましたものですから、8人の皆さんは、全くそれは過去の経験がないものですから、何が問題かというのはつかみかねると思うんですけれども、ほかの8人は分かっているはずなんです。それをあえて、また、こういう形でやっていくって、どれだけの意味があるかなと思うんです。

3年ほど前になりますけれども、元三重県知事の北川正恭先生に来てもらって、全員の前で講演してもらったときに、何で議会基本条例があるかということを中心に説明してもらって、何が問題かということもしっかり示していただいた。その中で我々は、それにのっとって議会運営をやっていけばいいと思うんです。

そのときに、何が今一番問題かというのを考えているかというのを、少し委員長に考え方を示してもらいたいなと思います。

今のこの牧之原市議会に何が足らなくてというのを、問題意識を。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

新人議員の皆さんが8人、半分いますので、これを進めていく上で非常に気にしていたわけですが、でも、新人の皆さんの目で見えた見方であると思うんですよ。

このチェックシートを見ていただければ、このとおりにやっているのかなというところが、疑問点が湧いてくるんじゃないかと思うんですよ。まず、それがこの検証になると思うんですね。

それから、太田委員が言うように、問題点は分かっているはずだと言いますが、委員長はどう思っているんだって言いますが、問題点がそれはあると言えばあるだろうし、これは1人ではできないわけですから、皆さんで協力し合って議会改革をしていくという気持ちの上で、改善策は、こういうことがあるんだけど議会報告会はどうしようとか、市民目線に立った議会になるにはどうしたらいいとか、それから、市民目線というのは、結局、議会が市民側に立った考え方をするためにはどのような活動をしなきゃいけないのかとか、そういうことは、この基本条例にのっとって本当にやられているかどうか、せっかくつくっても、仏に魂が入っていないということにもなりますので、そういう意味で進めたいなと思っております。

太田委員。

#### ○12番（太田佳晴君）

それじゃあ、議会改革って、そもそも何だと捉えておられますか。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

私ですね。

議会改革自身は、この検証以外に、今、機に考えているのは、皆さんのところのiPadに入れてありますが、まず、市民目線に立った議会改革ということになりますと、一番の手段は議会報告会であると思います。

それから、これをどうしていくか、今までの反省、終わった後、反省を皆さんからアンケート

をいただくんですけども、それは残してありますので、今回、議会報告会をやる際には、そういう過去、そうですね、8年分ぐらい、6年分かな、1回、この間はコロナでWEBになりましたので、その資料を基に毎回のように反省をしております。

毎回、市民の皆さんは、議会は言いつ放しだというご批判もいただいています。言いつ放しということはどういうことなのかということをやって、いろいろ試行錯誤、議案報告会はやってきたつもりです。私は議運の委員長もやらせていただいたことがありますのでね。

そういうことで、基本的に議会報告会が一番の市民の皆さんに伝える手段かなというふうに思っております。

それから、もう一つは、皆さん、議員の現在いる、現在というか残りの8人の議員の皆さんが思っているのは、開かれた議会って何だろうなということ、その問題に対して、どうしていいのかなということ、私もいろいろ考えるんですけど、皆さん全員がそうだなというところまではなかなか行き着かないのでね。

それを、あれを通じて、この後、2班に分けて次回以降やっていくような二大テーマの一つが、議会報告会の改善、もう一つは、開かれた議会になるためにはどうしたらいいかという、この二つのテーマをやっていいのかなという、それが私の考え方です。

太田委員。

#### ○12番（太田佳晴君）

今、話されたことは、基本的には手段であって目的じゃないはずなんです。

そもそも議会基本条例ができた目的というのは、地方分権が進み、地方分権一括法が2000年に制定されて、それ以降、地方の権限が大きくなったんです。

その中で、議会の権限をしっかりと、今までとは違う機能を付与しなければならないということで、議会がもっと強くなるためのものが議会改革だと思います。

そのために議会基本条例を定めて、その中で議会がしっかりと機能するよということなんだと思います。

その中で、具体的にはやはり政策立案能力、それと、よりチェック機能の強化、これが二つの大きな目的だと思うんです。

そのために何をやるかって、今、この牧之原市議会がどれだけそのことに向かって、今言ったような手腕を取っているかという、そこが問題だと思うんです。

だから、そこを踏まえてやっていかないと、チェックばかりやっても、何も議会改革って進んでいかないと思うんですけども、その辺を踏まえて、ぜひともやっていってほしいなと、そんなふうに思いましたので。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

ありがとうございます。

ただ、現状、要するに今年というか今期の年にかけてやる議会報告特別委員会につきましては、今現在、問題となっているものを解決し、そして、議会として何ができるのかというところもや

っていないといけないかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

大井委員。

#### ○11番（大井俊彦君）

今、太田委員からもお話があったんですけども、チェックシートでこれから作業をするよというお話だったんですけども、私は、どこの場で修正をかけたんですかということで、さっき質問をしたんですけども、私の考え方としては、条例制定以来、かなり年数がたっているわけですね。平成21年に制定ですか、この条例は。

その当時、これを制定するに当たっては、ある程度のベースの部分があって、それらを基に20条にわたる条文をつくったということなんですけれども、ある程度のベースに則してつくったと思うんです。想像ですけども。

ただ、そこから、かなり長い年数がたっているものですから、第20条までの各条文が現状に則しているかどうかという、そこをまずチェックして、まずそこを固めて、条文第1条から第20条までが現状に則している、これならいいねと。そこから、じゃあそれについてどうでしょうかという作業に進むのはいいんですけども、いきなりチェックって言っても、まだ最初の第20条までの条文が現状に則しているかどうかの確認もできていない中でチェックするということが、私は疑問がありますので、その辺を少し考えていただきたいというふうに思います。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

大石委員。

#### ○14番（大石和央君）

どういうふうに検証していくかと、それぞれのやり方はあろうかと思えますけれども、まず、このチェックシートを出したのは、大体、いろいろ限られた範囲の中で、全国の市議会が基本条例の検証をやられるときにどのようにされているのかということ、まず調べました。それが第1回目に調べたんですね。

そのときもそうだったんですけども、やはり、こうしたベースとなるものを用意をして、それから各条文について、逐条を検証していくというやり方の中で、このようなチェックシートを使っているということが分かりまして、今回に当たりまして、数々の議会でもチェックを行っているんですけども、チェックシートなるもの、全く同じものを作成しているわけじゃないんですけども、そのものを利用して、各条文に対して、現状このように行われているのか、また、行われていなかったならば、今後どうしていくのかというようなことで、それぞれ今後の対策、あるいは次なる議会基本条例の条文の改正まで含めて議論しているということがありましたので、基本的に、今、意見を出されている中で、あまり違いはないのではないかと。

本当に改革していかなければならない点というものを掘り下げていく、そして、そこを改革していくというような作業の一手段として、このチェックシートを利用してもらえればよいと思います。

もし、このチェックシートではないということであるならば、代案を示していただければ、もっと共通項として議論が進められるのかなというふうに思いますので、できましたら代案を示していただければ非常にありがたいというふうに思いますけれども。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大井委員。

**○11番（大井俊彦君）**

代案ということですがけれども、私は今言ったように、第1条から第20条までの条文について、時がたっているものですから、現状に則しているかどうかという確認が必要だということですので、このチェックシートの中に、できたら条文自体がそれでいいのかどうかという、そこを確認する項目を、ここへ入れてくれればありがたいなというふうに私は思います。

それで、これって最終的には、場合によっては条例改正まで動くことの可能性もありますので、かなり重い部分ですので、そういうことで、副委員長も言われたように、代案ということですがけれども、私の考え方として、できたらこのチェックシート、プラスアルファで条文自体が現状に則しているかどうかという、その部分のチェックも、この中で含めていただければというふうに私は思います。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

ですので、課題を出してもらって、その上で取組ということですので、実質の実態をそれに則していくのか、あるいは条例自体を改正していくかということを経験してもらえればいいと思うので、このチェックシートの現状分析というのは、そのままこれでやられているのかどうかというものを確認してもらえばいいし、重要なのは、課題と今後の取組というところを経験していくために、こうしたチェックシートを利用しているということですので、違いはないのではないかと。

議論しなければならない要点というのは、まさにできるのではないかとというふうに思いますけれども、どこが違っているのか、よく分からないんですけれども。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

私、一つの理由として、先ほど副委員長のほうから、私が議長のとときにチェックした、それを基にというようなこともやっただけと言いますが、私も、それを基に一番心がけたのが政策立案、これができる議会を、これは議会基本条例の中の前文の中で大きくうたわれております。

それに基づいて、この議会として条例制定ができる、そういう機能をやはり備えなければということで協力してもらってやっただけです。

でも、それが最終的には、副委員長が今のこの議会の中で、専門部会、それを使ってというの

は、それはまずいということで廃止にさせてもらいました。

この議会基本条例に基づいてやろうとしていたことを、それを否定しておいて、その代わりに新たな機能強化を果たすために何をしたかって、何もやっていないんですよ。

そういったこともせずに、全体のチェックチェックと言っても、本当に何ができるかなという、そういう物すごい大きな疑問があるものですから、確認しているわけです。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

よろしいですか。

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

今、太田委員のほうから言われたところは、専門部会の話が出てしまったので、また、その議論の蒸し返しになるということになるので、そこは避けますけれども。

決して、では後退しているのかということですが、後退というふうに思うのであれば、まさに、この基本条例を議論する中で新たな仕組みというものを提案をし、そして審議して実施していく、あるいは条例自体を変えていくということも必要になってくるかと思しますので、そういった意味では違いはないのではないかと思うんですね。

検証していくという、この今の議会改革特別委員会の姿勢としては変わらないのではないかと、いうふうに思っているんですけども。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

私は、このチェックシートを、しっかり作ってくれてあると思います。このとおりにチェックすれば、それは今の議会基本条例が機能しているかどうかというのは、それは相当高いレベルで確認はできると思います。

ただ、私は、この定められている議会基本条例にのっとって議会運営をすれば問題ないと思うんです。それが全くできていないところが、一番、先ほど言った全国の市議会が、地方議会が抱えている大きな問題だという、同じだと思うんです、うちの議会も。

確かに、つくることはつくったけれども、器だけはつくっても、本当にそこにしっかり盛るのができていないというのが、そこが一番の私は大きな問題点だと考えております。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

まさに、だから議会の本分というものをどのようにしていくのかということでもありますので、そういった意味で太田委員も長く議員をされているので、そのところで今後の議会運営に関しての議会ということの改革については、意見もお持ちでしょうから、そうした意味での議論をここでしていくということには違いがないので、まず何を議論していくかというところをはっきりさ

せた上で、議会基本条例のどこが、今、課題となるのかという点を出していただければというふうに思いますけれども。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

中野委員、よろしいですか。

1期生の皆さんには、過去の話が出てくると、どうしても分かりづらいんじゃないかなと思います。皆さんの目から見た議会基本条例、こういう、今私は思っていますが、本当にいい機会だったなと思います。

私も隅から隅まで一々読んだことはございません、正直なことを言うと。

ただ、問題があったときに、そこを議員必携と同じように、こういうことがあるんだなということを読ませてもらって、なかなかよくできているなというふうには思います。

こういう機会がないと、なかなか読みませんし、そういう考えもなかなか湧いてこないので、ぜひ、これはいい機会でございますので、この検証ということ、これを掘り下げて、ここはどうなっているのだろうかということを、皆さん、議員は1期生なんですが、人生においては非常に何十年も体験やら経験やらをされておる方の集団でございますので、ぜひ、そういう目で検証をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

度々ですみません。

今、言葉尻を捕まえるわけじゃないんですけれども、一々読んだことはないって言われましたけれども、それはまずいと思うんです、そこが。

やはり、まず、これをみんなでしっかり読んで、それで、こうかということを認識して、これ議会の憲法ですから、やっぱりそこだと思うんです、一番の基が。

だから、それをやっていけば、もっともっといろんな考え方が生まれてくるんじゃないですかね。いろんな、皆さん、知恵を持っていますから。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

ようやく分かってきたというか、なぜ冒頭からこのようになっちゃっているのかというのが、なかなか分からなかったんですけれども。

そうしたら、進め方として、各条項がありますけれども、その中で第1条からそれぞれの改正する部分、改正するというよりも、条の項のところを拾い上げてありますので、この項の中の課題といいますか、このように現状は行われているのかどうなのか、課題があるのかというところを拾い上げた上で、さらにその課題から、この議会基本条例を改正するところも含めて、また新たな仕組みをつくっていくということも含めて、議会のさらなる前進に向けて、議論、意見

を述べていただければというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

ですので、例えば、ここにあります第1条、目的のところですね。市民が参画しやすい開かれた議会を実現しているのかどうかという、課題ですね、現状ということで出していってもらえればと思いますし、議会の活動原則という中で、市民の多様な意見を市政に反映させるため、運営されているのかどうかというところ、この課題を出していってもらうとかということを進めていけば、おのずとして議会がどのように今度していけばいいのかということが見えてくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

よろしいでしょうかね、そういう進め方で。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

では、今、大石委員が言われたような進め方でいくようにしたいと思います。

具体的には、どうでしょうかね。

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

もしチェックをこの議会基本条例の第19条に基づいてやるならば、今、副委員長が言われたように、特別委員会でやること自体がどうかと、私は非常に疑問を持っているんですけども、前文から、例えば、これを読んで、その中でこのチェックシートに基づいて問題点を感じるころがあればということでチェックしていけば、それで済むんじゃないですか。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

それ用に、今、議会基本条例をちょっと出していただければ、まずは前文もありますし、そういったところを皆さんに読んでいただいて、どうなのかというところから始めて、果たしてこの課題があるのかどうかというところを出していただいて、という作業をしていくということがいいかというふうに思いますので。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

濱崎委員。

**○9番（濱崎一輝君）**

そもそもの進め方のところでちょっと疑問があるのでお聞きするんですけども、二つのグループに分かれてやるということでテーマが挙がっていますけれども、それだけやっていくと、チェックするところってないんじゃないですか。

これは全体で、今言ったようにチェックをする、この全体会で。それで、各グループに分かれて、二つのグループでやっていくのか、それとも、このチェックするグループを新たにつくるのか、それがちょっと、やり方がどうやっていくのかなというのが見えないものですから、教えて

もらいたいですけれども。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

この議会基本条例の検証作業は全体でということではじめていきたいと思って、委員長のほうから言われて、今、全員でやっというところの中で、議論が出たということでもあります。

ですので、今、進めさせていただくのは、この議会基本条例の条例規則、規定等の中の条例を利用して、前文から含めて今から検証していきたいというふうに思っています。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

濱崎委員。

**○9番（濱崎一輝君）**

前は、これをチェックするグループが別にあったものですから、全体会でやる場合は、それぞれの進捗状況は報告し合うというやり方でやっていたと思うんですけれども、今回は、条例のチェックに関しては、この全体会で全員でやっという、グループに分かれてやることは、また、それぞれのテーマでやっという、そんな感じでもよろしいんですかね。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

そのとおり、濱崎委員が言われたとおりです。

基本条例、第19条に載っているとおり、まず検証をやるには全員でやりなさいということで、その後、議会改革については、2班に分かれて前回のとおりのパターンでやっというふうに考えております。

**○9番（濱崎一輝君）**

了解しました。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

原口委員。

**○10番（原口康之君）**

その検証というのは、今この場でもできるというか、あれですかね。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

議運の話もありましたけれども、議運ではないだろうということで、今日やりましょうと。議運でも一応、説明したんですが、1期生にいきなりこういう基本条例の検証って言ったって無理だろうというので、そういういきさつがあったんですが、それは、私は1期生なりに、それは副委員長も、そう考えてみればそうだねと、そういう経験豊かな人たちのあれもあるので、一緒に考えてやったらどうかなというのがありましたので、そういうことです。

原口委員。

**○10番（原口康之君）**

もう既に、広報のほうは動いていて、いろんな新人議員から意見が出ていて、議会のホームペ

ージとか、いろいろ意見が出ていて、大分、条例のほうも改革が必要かなという部分も意見が出ているものですから、その辺も含めて第16条とか最初の総則を含めたその辺は改正が必要だと、委員会の中でそういう部分もどうするかというのを話し合いも行っていくので、その辺も少し条例のほうで取り上げてもらえたらなと思います。

以上です。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

そうですね。そういう形で、この検証というのはそういう意味も含めて検証なので、こういう考え方でこういう項目について、どうするんだと言ったときに、こういう意見があってこのほうがいいという、そういうことの検証ですからね。ぜひ利用していただければと思います。

よろしければ、こんなふうにとったらどうかということで、せっかく皆さんのところにチェックシートを配付させていただきましたので、1回やってみて、感覚といたしますか、体験をしてみてくださいませんかね。

あまり時間がないので、やれるところまでやって、それで、残りは次回という形にさせてもらえばいいかなと。

その間に自宅でいろいろチェックをしていただいて、こういうところはどうなんだろうかというところを出して考えてきていただければと思いますが。

よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

取りあえず、チェックシートを開いてください。

大石委員。

#### ○14番（大石和央君）

それでしたらば、牧之原市議会基本条例というのを先ほど見てもらいましたけれども、そこを開いていただきたいと思います。

1 ページ、その中で、まず前文ということで書かれております。これは非常に基本的なことでありますけれども、これについて、皆さん、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

大井委員。

#### ○11番（大井俊彦君）

私、提案というか意見なんですけれども、普通は条例があって、その条例についての規則があるというパターンが、結構ふだんの形になっているんですけれども、この条例の下の規則というのがないんですよ。

例えば、会議規則とか何かというのは、いろいろ個別にはあるんですけれども、例えば、案としてこれを見て、結構、抽象的に表現している部分があるんですよ、条項によって。

例えば第3条の第3号とかというと、議会の構成員として市民全体の福利の向上を目指して活

動することって、かなり抽象的な表現になっているんですけども、例えば、そういう行動ってどういうことだろうとかいうのを示すような規則規定、あるいは、そうしたものをつくれれば、もったこの第3条第3号なんかは分かりやすくなるのかなというようなことも思いますので、その辺も、これは私の一つの意見なんですけれども、そういうのもチェックシートの中に、チェックしていく段階で、そういう意見も課題とかという形で載せることもできるんですよ。

その辺も、そういうチェックシートを進めていく中でやっていただければ、さっきじゃないんですけども、条文の見直しとかそういうものも、今後の課題とかという中で示していただけるのかどうか、その辺はどうなんですかね。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

それはあれですか。解説というか、そういうことですか。

**○11番（大井俊彦君）**

解説という形でもいいですし、もうちょっとちゃんとしたもので、この活動とはという形で、こういうものが具体的にありますと掲げておけば、市民の福利の向上、大体は意味は通じるんですけども、もうちょっと具体的な表現をしたものを書ければというふうなことも、チェックの段階でしていけるんですよ。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

事例として、今、出していただきましたけれども、これは議員の活動ということになりますので、個々それぞれが活動されている中で、それを細かく、例えば、議員個人がこうだというようなことを出して、その人の要項みたいなことをつくとすると、これはちょっとそぐわないのではないかというふうに思います。

ただ、今、大井委員が指摘されたところというのは、やはり議論して、こういうことなんだねということをやっぱり理解していくということが必要なので、そういうことをしていければというふうには思います。

でも、要項をつくるとか、何か会の規則をつくるとかということでは、ちょっとないのではないかなというふうに、そんな感想を持ちましたけれども。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

太田委員。

**○12番（太田佳晴君）**

大井委員から具体的にということですけども、やはり、議会基本条例って原則なんですよ。解説で全てそういったものが説明がされておりますけれども、議会基本条例では、あまり具体的なものじゃなくて、やはり原則的なものを、ちゃんと考え方とかをしっかりと示してあるので、それに基づいて、場合によったら解釈の部分でかなり考え方が違う分が出るかもしれないですけども、その解釈の違いで問題が生じたときにどうするかということが問題であって、あまり細か

いことにこだわると、縛るための条例になっちゃうので。

例えば、倫理規定とか申合せ事項もそうですけれども、規則とか規定の中で、この議会基本条例に反さないものに全てなっているはずなんです。だから、それで私はいいと思うんですけれどもね。

だから、最初に言うように、素晴らしいものができていると思うんです。だから何をやりたいかということのほうが、議会改革として大事だとすごく思うんです。何かをやりたい、そのときに、この議会基本条例ではできない、そのときに改正とかというものが必要になってくるんじゃないかなと、そんなふうに考えます。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

大石委員。

#### ○14番（大石和央君）

今、太田委員から指摘がありました。本当に何をすべきかというところが非常に重要なんですね。

そういった意味で、本日は時間もないものですから、それぞれ思っているものって、特に太田委員なんかは、かなりいろいろ積極的なものをお持ちだと思うので、そういった意味で、一度持ち帰ってもらって、もう一度、この議会基本条例を見ていただいて、そして、新議員の場合は、議員は浅くても、市民の目線から議会を見たときに、この基本条例と、そごがあるんじゃないか、ちょっと違っているんじゃないかと、こういうところをこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかというようなことがありましたならば、あると思います。ですので、ぜひ持ち帰っていただいて、それぞれ具体的な意見がありましたら、なお結構なんですけれども。

次のときまでに、次の委員会、いつにするかにもよるんですけれども、ぜひ文章で提出していただければというふうに思います。気づいたことでもいいです、何でもいいので、新議員の場合は。

そういったことで、それをまとめ上げまして、問題点、そして改善していかなければならない点というものを皆さんで探っていくということで、そのようなことをしていきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

#### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

今、大石委員から提案がありました。この際だから、皆さんに、もう一度持ち帰って考えていただいて、この検証シートももちろん参考にしていただいて、いや、これ以外にもこういうものがあるんじゃないかと、原口委員が広報委員会で、今、出ているようなこととか、それから太田委員が言われた、あまりにも細かく基本条例というのはやると縛られちゃいます、逆に。そういう面もありますので、そうはいつでも、こういうふうに思っているという、こういうふうに私は常々思っているんだというようなことがございましたら、ぜひ、まとめておいていただいて、提出をお願いしたいと思います。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

これ一気にやるというのは、結構大変だと思うんですよ。やるんだったら条項を区切ってやったほうがいいと思うんですけどもね。

例えば、これで章で見ていったときに、議会は議員の活動の原則を次回までとか、その次終わったら、今度は市民の議会の関係とかという形でやっていかないと、全体でやったら、かなり難しいと思うんですね。

私も自分が4年間やっていたときに、理解するまでにかなり時間がかかりましたから、これを1期生の方たちに一気に出せというのは、多分、無理だと思うので、これは一気に片づけていく問題でもないとも思うものですから、そういう形でやられたほうがいいかなと思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

大石委員。

○14番（大石和央君）

確かに、全文を全てのものの条項を理解した上で、そして自分なりに考えるなんていうのは、なかなか無理な話であります。

ですので、この全てというわけではなくて、読んだ中で、やはりこのところは、このようにしたらいいのかというような気づきですね。そういった点を、まず出していただくことから議論をしていったほうが現実的かなというふうに思ったんです。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

確かに、そういったのもあるんですけども、ただ、個々に皆さん、多分、感じているところはちょっと違うなと思うところは違ってくると思うんですよ。

それを例えば、次にぼんと出されたときに、それぞれ皆さん、見ているところが違ってくるので、話合いますと、また、こうだらだらとなっちゃうものですから、だから、今言ったように、ある程度、今回はここまで、次ここまでという形でやっていかないと、なかなか議論が深まっていかないし、まとまっていかないとと思うんですね。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

大石委員。

○14番（大石和央君）

濱崎委員のおっしゃることは重々分かりますので、そういった意味で、全てを一括してやるということでは、そういう意味ではなくて、まずは意見を出してもらうことから始めて、整理をしていく。さらに細かく議論をしていくという方法を取りたいというのが趣旨であります。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

よろしいですか。

それでは、ちょうど1時間ぐらいたちましたので、これで締めさせていただきますが、次回は、

3月は定例会がありますので、基本的には全協の後でやるようにしたいと思っておりますが、3月は議会がございますので、4月の全協の後というのを次の会に取りあえずさせていただきたいと思っております。

それと、皆さん、お手元にグループ分けがしてありますが、チームの名前が、前はAチーム、Bチーム、Cチームとなっていたんですけども、A、Bって、基本的には議会報告会のチームがAチームと、開かれた議会とするためにはというチームがBチームになります。

一応、正副議長を分けたり、委員会が一緒にならないようにというバランスを考えてあります。この検証が終わったら、そのチーム内でリーダーを決めていただいて、それで、おのおの進めていただければと思います。

太田委員。

### ○12番（太田佳晴君）

ここに二つのメンバーに分けてありますけれども、議会報告会の改善って、議会報告会の、今年秋に一応予定していると思うんですけども、そのあれですか、やるためのメンバーなんですか、どういうふうにするかという。

それと、議会への市民参加の在り方って、ある意味、議会報告会って、議会の市民参加というものが一番の目的とするものなので、何だか、その辺が、しっかり何をやるかということをも明確化しないとよく分からないですけども、どういうことなんですか、これ。

### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

二つに分けた、議会報告会の改善というのは、これは分かると思っておりますけれども、それから、問題点が出ていますので、それらについてどうしていくかということになるかと思っております。

それから、もう一つのBチームと書いてありませんけれども、Bチームは、開かれた議会にするためにはという、そういうことの趣旨で、どういうふうにやっていくかということについては、まだ視察研修も、そういう意味では議運で行く予定がずれちゃったりなんかして、これから調査研究もしていかなきゃいけないというところもあります。

太田委員。

### ○12番（太田佳晴君）

以前は議会報告会って、それこそ議運のほうである程度決めていったと思うんです。

今回は議会特別委員会で議会報告会って運営していくようになるんですか。そこがちょっと分からないです、これだと。そういうことじゃない。

### ○議会改革特別委員長（村田博英君）

そうじゃないです。

あくまでも議運が議会報告会は主体ですので、今年、間に合うかどうかは分かりませんよね。議会報告会の会議はね。2年くらいかけてやるということになるとは思いますけれども。間に合えばいいんですけどもね。間に合わないと思います。

よろしいですか。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

進め方のお話、先ほどの質問にちょっと関連してはいますが、まず最初はあれですか、全体で基本条例のチェックをやっていく。例えば、それが半年ぐらいかけてやるのか、それが終わってからこれをやるというイメージなんですかね。

結構そうすると時間がかかっちゃうと思うものですから、私がイメージしているのは、全体、例えば1時間ある中の30分ぐらいを全体で条例のチェックをやって、各グループに分かれて後半はやっていくのかというイメージしていたものですから、そうやっていかないと、時間がかかりかかっちゃうのかなと思ったものですからね。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

そうですね、進行の具合、私は、この第19条にこだわって全員でやるということになっているものですから、それは全員でやるべきだろうというふうに思っていましたけれども、濱崎委員がおっしゃるように、今言ったように、全部、いわゆるフラットな状態でやるということは時間がうんとかかってしまうんじゃないかなという気もしますので、それはちょっと考えていきたいなというふうには思います。

例えば、Aチームはここまで、Bチームはここまでと、こういうようなイメージでいいんですかね。

○（濱崎一輝君）

それはまたちょっと、進め方を、もう一度整理してもらって、多分、同じようなスピードでやっていかないと、条例をチェックするだけでかなり多分時間を取っちゃうと思うものですからね。

逆に、A、Bに分かれているグループでやることを優先させると、条例のチェック自体を、例えば短期間でチェックするという形になっちゃうと、それもちょうどどうなのかなというのもあるものですから、進め方をまた検討していただければと思います。

○議会改革特別委員長（村田博英君）

私も、軽く考えたわけではないんですけど、前回の改選時にやっていたことがあったものですから、そんなにこの基本条例が問題になっているとは、問題箇所があるとかいうことではないだろうなというふうに思っていたが、もう一回全部見直すんだということになると、改選後速やかにと書いてあるものですから、第一優先でやらなければいけないなということは思っています。

どうもあれなら、併用して進むということもあるでしょうけれども。

石山委員。

○1番（石山和生君）

先ほど、濱崎委員もおっしゃっていたと思うんですけど、ちょっと分からないので聞きたいんですが、このテーマ二つはチェックで何か問題が出て、それで議論するのかなと思っていたんですが、これはまた別という話だったんですけど、このテーマは、選定理由というか、何

かあるのかなと思ってお聞きしたかったんですけど。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

先ほどもちょっと触れましたけど、議会改革は市民に対しまして、最も重要な議会が示せる場所なんですね。丁寧な説明といいますけど、それがなされていない、やり方に問題があるのではないかということで、試行錯誤してきたんです、今まで。何が正しいかというのが、なかなか見いだせないんですね。

しかしながら、参加者は非常に多くて、多いというのは、動員力といいますかね、6か所でやるものですから200人から300人出るんですよ。1か所50人にしてもね。

その議会報告会の先進地というか、県外からも、どうやってやっているのという、視察に来る議会があります。ある程度、すばらしいという、もめている議会があったりして議会報告会をやりたくないとかいうところもあるみたいですけども、そういう意味で、どうやってやっているんだろうという。

でも、我々が議会報告会をやると様々な、一方的であるとか、問題が指摘されます。正しいやり方というのは、ないのかもしれないですけども、改善をしていかなければいけないなというので議会報告会にしようと言って、議会報告会の改善という点は。

石山委員。

**○1番（石山和生君）**

開かれた議会にするための議論でということで、そうすると、議会への市民参加の在り方というのはとても分かるんですけども、議会報告会は手段かなと思っていて、開かれた議会をやる場合に、どういったことをするかという中の一つに議会報告会というのがあるんじゃないかなと思っていて、そうなってくると、ほかの手段、どっちかと言うと、この市民への参加の在り方というほうが大きいテーマがあって、その中の一つの、さらにちょっと小さいテーマになるような気はして、ちょっとバランスが悪いかなとちょっと思いました。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

議会報告会は、この基本条例にも書いてありますが、必ずやることと、それから委員会の報告をすること、予算の報告をすることということをうたっています。

それに終始するあまりに、市民の声が聞かれていない、確かに石山委員がおっしゃるように、これは手段です。手段であり、議会の有力な手段なんですよ。その進め方、市民に分かってもらうという趣旨のことで改善していかないとまずいだろうということですね。

**○1番（石山和生君）**

分かりました。議会報告会というのは、とても重要なものだからこそ、これはピックアップして見ていこうという理解で合っていますか。

**○議会改革特別委員長（村田博英君）**

大石委員。

**○14番（大石和央君）**

議会基本条例の見直しと連動しているとは言えます。

まさに石山委員が指摘されたように、議会報告会というのは非常に重要なところでありますので、ここをさらに改善していくということは非常に重要なことでもありますし、それから、もう一つのグループでの、議会の市民参加というのは、やはり以前からも議論してきたんですけども、議会モニター制度ですね。市民が議会に参加して市民と一緒に、提言に結びつけるようなところまで意見を出してもらえればというふうにも思いますし、そして市民サポーター制度というものです。これも同じように、市民が議会に参加していただいて、いろいろ提案を出してもらおうというような制度、全国的に市議会辺りから広がってきていますので、そうした制度を、策定の模索をしていくということも重要なことであるようなことで、この辺りのところを議論していきたいというのが、二つに分けた趣旨であります。

**○ 1 番（石山和生君）**

分かりました。

というわけで、中でしっかりと、メリットデメリット含めて、いろいろ調べていくということだと理解しました。ありがとうございます。

**○ 議会改革特別委員長（村田博英君）**

時間も来ましたので。

では、先ほど言った日程で、今後またご連絡するようにいたしますので。

---

**3 その他**

**○ 議会改革特別委員長（村田博英君）**

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**○ 議会改革特別委員長（村田博英君）**

では、以上で議会改革特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

〔午後 11時09分 閉会〕